第59回サステナビリティ基準委員会 審議事項(4)-1

サステナビリティ開示テーマ別基準第2号「気候関連開示基準」の改正

ISSBでの議論の状況

2025年11月20日

サステナビリティ基準委員会　事務局

本資料の無断転載は禁止されています

本資料の目的

- 本資料は、国際サステナビリティ基準審議会（以下「ISSB」という。）の公開草案「温室効果ガス排出の開示に対する修正―IFRS S2号の修正案」（以下「ISSBの公開草案」という。）に対して寄せられたコメントを受けた再審議に関する、2025年10月のISSBボード会議での暫定決定の内容をご説明することを目的としている
- 本資料について、ご意見及びご質問があればいただきたい

© 2025 Sustainability Standards Board of Japan All rights reserved.

ISSBによる公開草案の公表

- ISSBは、2025年4月28日に公開草案「温室効果ガス排出の開示に対する修正－IFRS S2号の修正案」を公表した（コメント期限：2025年6月27日）
- ISSBの公開草案は、IFRS S2号に対する的を絞った修正を提案するものであり、具体的には、次に関連する要求事項の修正が提案されている
  - 「スコープ3」「カテゴリー15」の温室効果ガス排出の測定及び開示
  - ファイナンスド・エミッションに関連する特定の要求事項の適用における「世界産業分類基準」（GICS）の使用
  - 「温室効果ガスプロトコルの企業算定及び報告基準（2004年）」の使用に対する法域別の救済措置
  - 地球温暖化係数の数値についての法域別の救済措置の適用可能性
  - 発効日及び経過措置

© 2025 Sustainability Standards Board of Japan All rights reserved.

ISSBでの再審議の状況

- 2025年7月のISSBボード会議において、ISSBの公開草案に対して寄せられたフィードバックの予備的なサマリーと、ISSBスタッフの再審議の見通しに関するコメントについて議論された
- 2025年9月のISSBボード会議において、各論点についてのISSBスタッフによるISSBの公開草案に対するフィードバックの詳細な分析及び当該分析に基づくISSBスタッフの提案が説明され、審議及び暫定決定が行われた。各論点についての審議の後、IFRS S2号の修正について再公開なしに最終的な書面による投票プロセスを開始することが決定された
- 2025年10月のISSBボード会議において、IFRS S2号の修正に伴う「SASBスタンダード」の結果的修正に関するISSBスタッフの分析及び当該分析に基づくISSBスタッフの提案が説明され、審議及び暫定決定が行われた
- ISSBは、2025年12月にIFRS S2号の修正及び「SASBスタンダード」の結果的修正を公表する予定としている

© 2025 Sustainability Standards Board of Japan All rights reserved.

「SASBスタンダード」の結果的修正（1/2）

公開草案の内容	2025年10月ISSBボード会議での暫定決定
• 次の「SASBスタンダード」に含まれている技術的プロトコルにおけるIFRS S2号の特定の項への参照の更新 　• 「SASBスタンダード」： 　「資産運用及び管理業務」、「商業銀行」及び「保険」 　• 開示トピック： 　ファイナンスド・エミッション	• 「資産運用及び管理業務」、「商業銀行」及び「保険」の「SASBスタンダード」におけるファイナンスド・エミッションの指標を次のとおり修正する 　• IFRS S2号のファイナンスド・エミッションの定義への相互参照を追加し、それらの「SASBスタンダード」を適用する企業は、ファイナンスド・エミッションの情報の開示にあたり、デリバティブに帰属する温室効果ガス（以下「GHG」という。）排出を除外することが容認されることを明確化する 　• それらの指標を修正し、デリバティブに帰属するGHG排出を除外した企業は、当該項目が関連する財務諸表において適用された一般に公正妥当と認められた会計原則又は実務に従ったデリバティブの定義を満たしているかどうかを記述するなど、救済措置の適用方法を理解できるように、当該救済措置を適用する目的において、何をデリバティブとして扱ったかを説明する

© 2025 Sustainability Standards Board of Japan All rights reserved.

「SASBスタンダード」の結果的修正（2/2）

公開草案の内容	2025年10月ISSBボード会議での暫定決定
（前頁と同じ）	• IFRS S2号に対する将来の修正を反映させるため、「商業銀行」及び「保険」の「SASBスタンダード」におけるIFRS S2号B62項からB63項への相互参照を更新する • 結果的修正の発効日を2027年1月1日以後開始する年次報告期間とし、早期適用が容認される

© 2025 Sustainability Standards Board of Japan All rights reserved.

SSBJ

https://www.ssb-j.jp/jp/